

# 『認知症サポーター企業等』へのご協力をお願い



中区は「認知症になっても安心してらせるまちづくり」を目指しております。その取り組みとして、平成23年度より、従業員等が認知症サポーター養成講座を受講している区内の企業等を『認知症サポーター企業等』と認証し、認知症に理解がある従業員等を企業等が自主的に増やす活動を支援しています。

## 1 認知症サポーター企業等認定までの手順

- (1) 企業等の従業員等を対象に「認知症サポーター養成講座」を開催する。
  - ・「認知症サポーター養成講座」は、認定を受けた講師（認知症キャラバンメイト）が行う約90分の講座です。講座の開催については「市民セクターよこはま」（TEL：045-222-6501 fax：045-222-6502 e-mail：[mate@shimin-sector.jp](mailto:mate@shimin-sector.jp)）へご相談ください。開催会場はご用意ください。
  - ・終了後は、受講した個人に認知症サポーターのしるしである「認知症サポーターカード」を配布します。
- (2) 認知症サポーター企業等認証の申請をする。
  - ・中区所定の申請書および添付書類を提出していただくと、後日認証書とステッカーをお渡しします。申請書および添付書類は中区役所高齢・障害支援課で配布、または中区役所ホームページよりダウンロードできます。
  - ・認証した企業等については中区のホームページに掲載し、区民に広く周知します。また区役所や包括支援センター等が実施する認知症の普及啓発に可能な範囲でご協力いただきます。

## 2 認証事業所数

65事業所（令和4年9月30日現在）

企業等認証書



ステッカー



担 当：中区高齢・障害支援課 高齢者支援担当  
TEL：045（224）8167